

# 『太平記秘伝理尽鈔』の補筆改訂と伝本の派生

今井正之助 (国語教育講座)

## はじめに

『理尽鈔』は現在二十部近い伝本の所在が確認されているが、系統だった整理はなされていない。伝本分類の指標として、巻一巻頭の「或記二日」の有無、巻四十巻末の大運院大僧都法印の奥書の有無、分冊のあり方などの外形的な特徴を第一に挙げる事ができる。しかし、本文のあり方と併せみる必要がある。その際第一に注目されるのが、尊経閣文庫蔵「十八冊本」(仮称。整理番号三―三四)である。本書は四〇巻(巻廿七は上下に分巻)を十八冊に分ち、各冊の内題・尾題は「太平記秘伝理尽抄五 七ノ巻」(第五冊、巻七)のように分冊形態を反映する。この内題・尾題は、十八冊形態をとらない、他のいくつかの伝本にも影響を与えている。十八冊本を重視する所以であるが、以下に示す本文の様態に関わつてか、第四冊以前にはこの特徴がみられない。

十八冊本は、別稿で紹介したように、書冊の大きさや一行行数も統一されておらず、本文の様態も第一から四冊(巻一―六)までと第五冊(巻七)以下とは全く異なる。第五冊以下が同一筆跡の行書体で、頻繁な行間書き込み・抹消等を伴い、草稿の様相を呈しているのに対し、それ以前は楷書体に近い書体で記され、大規模な書き込みはない。ただし、なお補訂が散見し、清書以前の中間的な段階といった趣を呈しており、各冊相互に似た筆跡ではあるが、複数の手になると思われる。

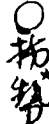
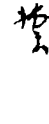
十八冊本の精査は『理尽鈔』の生成過程を考える上で不可欠の作業であり、あらためてその様態を確認しておく。その補筆改訂と他の伝本との関わりを探る中に浮かび上がってくるのが秋月郷土館本であり、天理図書館本である。

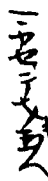


## 一、十八冊の現状


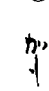


1、巻七(第五冊)以下の部分

(1)行間書込・本行の筆者

まず、巻七以降の行間書込と本行とは、いくつかの特徴的なくずし字が共通しており、同一人物の手になると見なされる。以下の各【図版】のaは尊経閣文庫蔵「太平記秘伝理尽鈔」(三―三四。十八冊本と仮称)の本行、bは行間書込からの用例である。(一)内は版本相当箇所を表示。丸付き数字は行数である。

「楠」 [1a] (七37ウ⑧)  [1b] (七52オ⑩) 

「オ」 [2a1] (九70オ⑦)  [2a2] (十78ウ⑨)   
 [2b1] (十67ウ②)  [2b2] (十68オ①) 

「之」 [3a] (十11ウ②)  [3b1] (十11ウ⑨)   
 [3b2] (十一26ウ④)  [4b] (同94オ⑨) 

(2)疑問形を付した誤脱補訂

注意されるのは、「○カ」という誤脱補訂が散見することである。巻十・十三・十五・十七は一、二箇所。巻廿七・卅二は二、三箇所。巻卅三・四十(卅四除く)は五箇所前後、中でも巻卅五は十一箇所に及ぶ。誤脱補訂自体は取り立てて問題とするに及ばないが、「カ」という、疑問の提示が問題となる。十八冊本巻七以降は、理尽鈔の生成に重要な関わりをもつ陽翁の「自筆」との証言(寛文九年大橋全可「覚」)がある。疑問形を伴った補訂が本行と同筆とすれば、陽翁は明確に書写者の位置に退き、十八冊本は「奈和正三正本」を以て陽翁が写したものだという伝承(同「覚」)が俄然注目される。

補訂は巻六以前の中間清書とは異筆で、巻七以降の本行の字体に近い。以下へ

内に傍書補訂を示して内容を検討する。

「安へ泰カ」時（版本十九ウ相当箇所、「寄手定へ北カ」ル敵ヲ追ヒスカウテ（十七三六ウ）、「世ノ中ノ求へ愚カ」ナル（廿七二三ウ）など、誤表記もしくは一般的ではない表記に対する注記が多いが、「早馬ヲ以へ打カ」テ（廿八五ウ）、「軍ノ内へ中カ」ニ在リケレハ（卅二一九ウ）、「万人ノ毀へ誘カ」ヲ受ク（卅三五六ウ）、「將軍ニ替へ代カ」リ参セテ（卅五四八ウ）など、必ずしも誤りとは言えない表記への注記も散見する。しかも、「図版五・寅ノ刻ニノ寅カ」のように、本行の筆者の筆癖（廿五二六オに同様の用字あり。この箇所には注記は無い）と思われる文字に対する事例もある。同様の事例に「図版六・免ニ覚ニノ覚カ」があり、本行と補訂とが同一人物の手になる場合、こうした注記は起り得ない。したがって、これらの誤脱補訂は本行とは別人の筆になると思われる。（一）内は版本相当箇所の表示。

【図5】（卅六二六オ）

寅ノ刻ニノ寅カ

【図6】（卅七二九ウ）

免ニ覚ニノ覚カ

(3) 異文注記

気づいた限りでは、巻九の二箇所のみであるが、異文注記のあることも注意される。

・「四条無車小路」（版本12オ相当箇所）の「四」の右行間に「一イ」とあり、大橋本・筑波大本・島原乙本の三本が「一条無車小路」と表記。

・「死ヲ恨ミ」（版本14オ相当箇所）の「ヲ」に「セシイ」とあり、筑波本・中之島本・島原甲本等が「死セシヲ恨ミ」と表記（内閣本は「死センヲ恨ミ」）。

両箇所共通するのは管見の限りでは筑波大本のみで、同書もしくはその類本を参照したものか。これらについては同・異筆は判断しがたいが、筑波本は巻九・十二をそれぞれ上下に分けるなど、やや特殊な伝本であり、この異文表記が当初からあったものとは考えがたい。

2、巻一から六までの部分

(1) 行間書込・本行の筆者

巻一から六までの本行の筆者は複数であるが、いずれも行間補訂・書込とは異筆。後者には巻七以降の特徴的な字体の内「オ」と近似の用字が現れる。1(1)の筆者と同筆とすれば、その監督下で中間清書がなされたことになる。前記大橋全可「覚」には「此本本國寺に預け置、法印死去可仕砌、取寄申候」とあり、法印（陽翁）が死去した際、加賀下向以前に住していた京都の本國（園）寺より、本書を取り寄せたという。この説を信じれば（なぜ預け置いたのか疑問ではあるが）、2

(1)までの作業も加賀下向以前に終えていたことになる。この点に関して岡山大学池田文庫本の存在が注目される。

岡山大学本「理尽抄」巻三零本とその関連資料については、若尾政希氏に考証があり、一壺齋養元（二代目横井養元）の「覚」に、以下の一節がある。

大運院（別資料では「大雲院」とも記す）陽翁が諸国行脚の途中鎌倉で「紺表紙三ノ巻之評判一冊」を閲覧。その後、肥前博多で名和昌三に出会い、秘蔵の「四十卷」の巻三がこれと全く同内容であることを知り、全巻の伝授を受けた。先の一冊は幕府書院番駒井右京が入手し、池田光政に送り、今に固く秘蔵されている、という。若尾氏の指摘するように、岡山大学本最終丁表には「光政」の朱印が押してあり、同じ巻三の写本であり、偶然の一致とは思われない。

岡山大学本は、浅緑色表紙（紺とは言いがたい。二五・〇×二〇・三）楮紙袋綴、九行片仮名交じりの一冊で、表紙左肩に「理尽抄」と打付書。内題「尾題はない。その本文は十八冊本に最も近い。のみならず、以下の徴証により、現存の十八冊本そのものの写しと考えられる。

・特殊な字形が共通すること。図7は岡山大本、図8は十八冊本。大雲院蔵本が図8の字体に「心」を付加した形をとるが、他の伝本は通常の「恐」である。

【図7】（版本三五ウ相当箇所）

恐

【図8】

心

・本書の脱文の分量が十八冊本の見開き一丁に相当すること。

本書五丁裏「国<sup>ヲ</sup>政<sup>ヲ</sup>者愛シテ\*一タマリモアラシヤ。」の\*箇所には、十八冊本第五丁裏「六丁表の「ナシカハ能<sup>トナリ</sup>（中略）モシ衆徒ヲコラバ何<sup>ナシカハ</sup>」に相当する詞章が落ちている。

・本書の誤記が十八冊本の形態から生じたこととみなせること。

本書廿八丁表に「血氣一往勇ムト云ヘトモ時日ウツレハ勇ハ消失物也。臆病臆シタル士ハ将ノ思切タルヲミテ走り散ルモノ也。士散スレハ血氣臆病発物也」との一文がある。十八冊本の当該箇所は「消失物也。○臆病士散<sup>キハスルモノ</sup>也」との一節がある。十八冊本の「消失物也。○臆病士散」は「血氣臆病発物也」とあり、○印箇所左行間に「臆シタル士ハ将ノ思切タルヲ見テ走り散ル物」との書込がある。書込を組み入れた形は、大雲院蔵本「消へ失物也。臆シタル士ハ将ノ思切タルヲ見テ走り散ルモノ。臆病ノ士散スレハ、血氣モ臆病発物也。」のようになり、岡山大学本は行間書込を誤った位置に取り込んだものである。ちなみに後述の秋月本も大雲院蔵本と同じく誤りはない。

本書が鎌倉で発掘されたものとの養元「覚」の伝承は、若尾氏のいう「陽翁を

招聘した金沢への對抗意識(注3著一八三頁)の産物として無視してよい。しかし、本書は近世初期の写本とみて不都合はない。本書がいつどこで書写されたのか、なお追求すべきであるが、大橋全可「覚」のいう本圀寺滞留説と併せ、十八冊本の現状の姿が、陽翁の金沢下向以前にすでにできあがっていた可能性は十分にあるといえよう。

(2) 上欄貼紙

巻六以前には、紙面上欄に、本文の漢字の表記を問題にする小紙片貼紙がままた見られる。「上欄・紀伊カ／本文・記伊」、「減／(糧が)感スル」、「幕／惟墓」などのように概ね本文の誤表記である。しかし、「餘／余」、「稀／希ナリ」、「実／(実の草書体)」、「慕／親ハン」、「従／郎徒」など必ずしも誤字とは言いがたいものを含め、「倫／人輪」などの誤字は巻七以降にもよく見られる用字・字体である。また、本文の「傳」を貼紙が「侍」と正している事例についても、巻七以降の「侍」の字体が「傳」の崩しに類似していることが注意される。これらは、貼紙が本文書写者とは別人の所為であることを示すと同時に、巻一から六までの本文が、巻七以降と同質の書き癖をもつ本文をほぼ忠実に写したものであることをも意味する。それは巻一から六までを中間的清書とみなす予見に対応する。

「内々微妙院様へ上げ可申存念にて、致吟味(うたま)為写申由に候」(大橋全可「覚」といういわれのある大雲院蔵本は、(1)の行間書込・補訂箇所はそれを正した形をとるが、貼紙箇所のほとんどは十八冊本文に一致し、誤表記もそのまま訂正することなく受け継いでいる。ちなみに、大雲院蔵本にも同種の貼紙があり、これは両本が微妙院(加賀藩第三代藩主前田利常)の手元に移されてからの作業であるう。

大雲院蔵本は前述のように、十八冊本の貼紙を顧慮していないのであるが、重要な例外がある。十八冊本巻一冒頭に「口伝根」「口伝葉」という貼紙があり、それぞれの右肩に小字で「證本ニナシ」と付記されている。大雲院蔵本はその本文の「安危来由記(五)」の傍点部右行間に「口伝根」、「号(五)国家治乱記(一)」の傍点部右行間に「口伝葉」と記す。この口伝の意味も判然としないが、問題は「證本」が何を指すのかである。理尽鈔箱書・大橋全可「覚」等で「正本」と呼ばれているのは、「法華法印正本」(十八冊本と大雲院蔵本)と「奈和正三正本」とである。十八冊本巻一から六の現形以前のものが残っておれば、それも候補になるが、前述のように早くに現在の形をとっていったと目される。大雲院蔵本には書込がある。では、陽翁が焼き捨てたという(全可「覚」)奈和正三正本をさすのか。注記者を陽翁とみれば正三正本の内容を記すことは可能であるが、なぜこの箇所のみ貼紙

の形なのか疑問が残る(前述のように、他の貼紙は陽翁以外の所為)。貼紙のすぐ下に控えている十八冊本そのものをさすのもやや不自然ではあるが、現状では十八冊本をさすと見ておきたい。

(3) 朱引・朱点・付訓

第五冊以下には朱引・朱点・漢字の付訓がないのに対し、第一冊の全丁に朱引・朱点があり、第一・二冊のほとんどの漢字に訓みが付されている。第三・四冊には朱引・朱点なく、付訓はごく一部にある。これらについては、統一されていないところから、(2)と同一時期かそれよりも新しい段階に属していよう。

二、十八冊本の補訂と他の伝本―巻九の場合―

十八冊本の補訂結果(前記1(1)(2)、2(1)(2))の大多数は他の伝本に受け継がれているが、注目すべき例外がある。以下、その例外箇所を理尽鈔の伝本整理の糸口としたい。

1、足利又太郎と義康

巻九足利高氏(尊氏)が北条氏に反旗を翻したことを評して、先祖代々受けてきた恩顧に背くものだと批判する一節がある。

此人先祖足利又太郎平氏(三)属家(一)失レシ。去レハ古右大将殿御憤(一)深(一)シ。然レ永代足利断絶スヘカリシヲ先祖時政種々ニ申ナタメ奉リ高氏五代祖宮内少泰氏本領カヘシ給リシ。然レヨリ已来タ代々相州恩ヲ受ケテ新恩数ケ所給。一家先繁昌。此二三代ハ先祖ニモ未聞ホト也。事難儀ナルニ及テハ…(版本巻九4才相当箇所)

波線部は墨抹消詞章。この箇所の右行間に以下の章句が記されている。取消線を施した章句は、その行間書込の抹消箇所である。

義康、保元ニ被擄死後、家モフトロヘ本サマテノ賞翫モナカリツルニ、頼朝ノ時ニ至テ時政、故義康ノ次男義兼ヲ擄シ智ニトレリ。其子義氏、時政カ孫タルニ仍テ家モ富ミ世ノ覚モ莫太ナリシ。然レヨリ已来タ代々相州ニ縁ヲムスヒ交リテ深シキ業シトナリ。然レ今令数ケ所ノ新恩ヲ給リ、一家ノ繁昌、先祖ニモ未聞程ナリ。然ルニ今

この箇所、版本も含め多くの伝本には、前者波線部の記事は無く、後者の行間書込詞章のみがある。たとえば大雲院蔵本は次のように、行間書込のしかも訂正後の姿を示している。

此人ノ先祖足利義康、保元ニ死テ後、家モフトロヘサマテノ賞翫モナカリツル

二、頼朝ノ時ニ至テ時政、故義康ノ次男義兼ヲ掣ニトレリ。其ノ子義氏、時政カ孫タルニ仍テ家モ富シ世ノ覚モ莫ナリシ。シカツシヨリコノカタ代々相州ニ縁ヲムスヒ交リヲ深クシ數ヶ所ノ新恩ヲ給リ、一家ノ繁昌、先祖ニモ未聞ホトナリ。然ニ今事ノ難儀ナルニ及テハ……

この抹消・訂正の経緯を推すに、当初、以仁王追討の際、宇治川渡河で名を挙げた足利又太郎忠綱(平家物語「巻四」)に着目し、上記波線部のような筋書きを組み立てたものの、又太郎は藤原姓足利氏であり、源姓足利氏とは関わりのないことを知るに及んで、義康を起点とする別の物語を作り上げたものであろう。足利義康は、保元の乱に際し、義朝らとともに後白河院方として戦功をたて、義朝とともに昇殿を許されたが、翌年(一一五七)五月廿九日に死去(兵範記)。三男義兼が家督を継ぐが、平治の乱で源氏が敗れた後、一時、足利荘を失つたらしい。家衰えとは、このことを指したのか。その後、『吾妻鏡』治承四年十二月十二日条、頼朝の新亭移徙の参列者に名が見え、翌五年二月一日条には頼朝の計らいで時政の女婿となったと記される。義兼と頼朝とは母親同士が姉妹(「尊卑」)。叔母・姪説もあり)でもあり、木曾義仲と結んだ兄義清・義長とは別に鎌倉に参向した義兼を、頼朝としても大いに迎えるところがあつたと目される。これを時政の個人的な引き立てであるかのように記すところに、尊氏批判につなぐ「理尽鈔」の意図が露わであるが、訂正後の記述には事実誤認はない。

ところが、秋月本は最初に揚げた、抹消詞章の方を本文として伝えているのである。

足利又太郎平氏屬シテ、家ヲ失ヒシ、去レハ右大將殿慎リ深カリシ、然レハ永代断絶スヘカリシヲ、先祖時政種々申ナタメ奉リ、高氏五代ノ祖宮内少泰氏本領ヲカヘシ給タリシ、然シヨリ已来、代々相州恩ヲ受テ、新恩數ヶ所給リ、一家ノ繁昌此二代三代、先祖未聞ホト也、事ノ難儀ナルニ及テハ、……

天理本は大雲院藏本等と同類の本文であるが、その上欄に次のように異文を掲出する。

異本ニ  
足利太郎ハ平氏ニ属シテ家ヲ失ヒシ、サレハ右大將殿モ憤リ深カリシ、然レハ永代断絶スヘカリシヲ、先祖時政種々ニ申宥奉リ、高氏五代ノ祖宮内少泰氏ニ本領ヲカヘシ給リシ。尔シヨリ

この異文表記は十八冊本の抹消部分や秋月本の本文に近い。「異本二」という以上、秋月本のような状態を指すと思われるが、小異あり、現存の秋月本そのもの

を参照しているわけではない(加えて、秋月本巻九には誤脱箇所が散見するが、天理本はその影響を受けていない。後述)。

なお、中之島本も天理本と同様、上欄に異文表記を記すが、これは天理本(詳細は略すが現存本と考えて不都合はない)を参照した際、受け継いだものであり、中之島本の本文系統そのものは小浜本等の類(「或記云」をもつ伝本。注1別稿)に属する。

したがって、秋月本と天理本とは、十八冊本、ひいては「理尽鈔」の生成過程を知る上で、極めて重要な伝本であるといえよう。天理本ここでは異文を掲出するのみであるが、秋月本と同じく補訂前の詞章を自らの本文としている箇所もある。以下、秋月・天理両本と補訂前詞章との関わりを種別して提示する。

2、秋月本・天理本がともに補訂前詞章を保持する箇所

・東國ノ將ノ帥咄フシテ引ナバ某モ付ケ出シ、少々ハ被<sub>レ</sub>打<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>打<sub>レ</sub>を抹消し、「タ」の上に「ツ」を重ね書き共、諸大將ヲ残リ少ツ打ツホドノ事ハ侍ルマジ(版本40ウ相当箇所。傍線部、多くの伝本は訂正後の形「打(討)共」をとる。ここは、退却しようとする千劍破包围勢を追撃するに、いかに正成とて、小規模な打撃はともかく、全面的な打撃を与えることはできない、との文意であり、訂正後の形が正しい。しかし、秋月本「被<sub>レ</sub>討共」・天理本「被<sub>レ</sub>打共」と、ともに補訂前詞章を残す。

・此ホドノ一大事何<sub>レ</sub>父<sub>レ</sub>忠<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>勞<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>シ。(版本9ウ相当箇所。諸伝本、抹消部を記さないが、秋月本「父ノ忌所勞」、天理本「父ノ忌ノ所勞」(中之島本「父忌」を行間朱書と、それぞれ抹消前の詞章を残す。ここは尊氏が高時の軍勢催促を渋ったことへの論評で、「太平記」は尊氏の挙げた二つの理由の、父の忌みと自身の所勞とを直結してはいない。補訂後の姿が適切である。

・カ様五六万騎籠<sub>レ</sub>タラズル所へ味方五六万騎ニテ毒<sub>レ</sub>敵<sub>レ</sub>ヲ物共セズ、俄<sub>レ</sub>城へ寄セン、何<sub>レ</sub>シニ能カラントナリ。(版本58オ相当箇所。文脈上、抹消してしかるべき章句であるが、秋月・天理両本のみ「寄敵ヲ」としている。

・先陣ノ戦ヒ東<sub>レ</sub>才<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>テ追ヒ行カンニ……(版本66オ相当箇所。秋月・天理両本のみ「又ハ」を残す(中之島本「又ハ」を行間朱書。ちなみに、この箇所は十八冊本の行間補記詞章の抹消部分であり、次項に述べるように秋月本・天理本の派生時期の問題に関わる。

3、秋月本のみ補訂前詞章を保持する箇所

(1) 秋月本が抹消前の詞章を留める事例

最初に、十八冊本が詞章を抹消し、新しい詞章を傍書している箇所を扱う。秋月本のみ抹消された元の表記・章句を本文としている（但し、\*は「勿論ノ事」）。  
 榮起（版本3才相当）、老軍ハ（同3ウ）、輩ヲ以テ（26才）、\*忽論ノ事（32才）、  
 武州（36才）、平家人（38才）、又志ヲ知山ノ内ノ者共（43才）、某（又）  
 に見出しの○印を重ね書き。55ウ、二引両ノ筆旗（57ウ）、  
 次は抹消と傍書の位置を異にしているが、右の事例に準ずるものである。へ内は行間書込で、②は行間書込の抹消。

（時ニ）高氏カ兵、将ノ陣ヲ只一軍、少シ後ニ引キ退キテ備ヘタル耳ニテハ凡ソ兵ノ五六万モ在ルラン。皆ヘ①近タト詰寄セテ東一方ヲ明ケテ、三方ヲ囲メリトニヤ」として、  
 大雲院蔵本など多くの伝本は①を取り込み、②は無視し、「凡ソ兵五六万モ在ルラン。皆ナ①近タト詰寄セテ東一方ヲ明ケテ、三方ヲ囲メリトニヤ」としている。一方、秋月本のみ「凡五六万モ在ラン、皆東一方ヲ明ケ、②近タト城へ押寄せシ、三方ヲ囲タリトニヤ」とする。①②とも意味上大差なく、十八冊本の現状のような形から書写したとすれば、わざわざ①を無視して、抹消された②を復元することは考えがたい。秋月本は、十八冊本の補訂作業の或る段階の姿を留めるものとみなされる。そのことは同時に、十八冊本の補訂作業が一回に留まらず、何次かにわたっていることをも意味する。

次の事例は十八冊本の行間補記部分であるが、その行間補記の一部をさらに補訂している。  
 ・ 其外ノ軍勢十四万モ在ンヲバ丹波へ打チ下リナバ：（61ウ）  
 取消線部分は補訂前の詞章であり、正確に表現すれば「四五」の上に「一二」を重ね書きしている。引用箇所先立ち、六波羅の動かせる軍勢が十四五万あり、この内から一万五千余騎を山崎へ、五千余騎を洞が峠へ差し向け、六波羅に一万余を残した、と述べられている。したがって、その残余は十二万と計算して、補正したものであろう。秋月本はこれを「十四五万」と記し、十八冊本の補訂前の姿を留めている。前項にも同様の事例があった。先に推定した十八冊本の何次にわたる補訂において、新たな抹消・行間書込等を行うと同時に、以前の補訂にさらなる補訂を加えるということがあったはずである。秋月本が十八冊本の抹消部分を恣意的に復元したのでは無いかぎり、そうした段階の十八冊本から秋月本は派生したものとみなされる。

次の箇所は抹消線がごく薄く、補訂前の詞章も明瞭に読みとれる。へ内は行

間書込。

・ 奉行頭人へ其ノ宝物ヲ積ミ蓄ハ多キモ在リ又ハ、過奢ヲツクシテ貧シハ（多ク）アリ。（27ウ）  
 秋月本は「奉行頭人宝物積蓄ノ少ナク、多キモ在リ、過奢ヲツクシテ貧シハ多アリ」とある。十八冊本の補訂に気づかず、不用意に両方の章句を取り込んでしまったのであろう。この事例は、秋月本の書写が作爲的なものでは無かったことを逆に物語るものと考えられる。

(2) 十八冊本の行間書込詞章を秋月本のみ欠く箇所。

十八冊本の三文字以上の書込五十八箇所中、秋月本は九箇所を欠く、すなわち、書込前の姿を示す。以下の事例、へ内が行間書込章句であるが、いずれも秋月本には見られない。

- ・ 長崎ノ田喜、高氏ノ上洛ヲヘノ躰ヲ聞テ怪ミ思フ事（版本8才相当箇所）
- ・ 昔シ右大将頼朝ヘノ御時ノカツサ介忠常ト：（8ウ。既述。秋月「頼朝カツサノ介忠常」。注「カツサ」を見せ消し、右行間に「上総」と表記）
- ・ 高氏ハ、先祖時政ノ時ヨリ縁ヲ結ビ代々相州ノ恩恵ニ依テ、足利ノ一家ヲ継キ：（9ウ）
- ・ 是レハ高時ガ不レラ所也。執事長崎四郎左衛門ガ所謂也ト云（10才）
- ・ 足利ノ高氏隠謀ノ事（評云ク）三ヶ条ノ外ニ別シテ重恩ヲ失ルノ禍アリ（12ウ）
- ・ 義朝東国ノ官領ニテ侍リシ時ハ、東国ノ者トモ平氏ノ家人、中国ノ西国ノ者共ニヒザマツク事ナシ。（37ウ。既述）
- ・ 久下ノ者共ガ参リタル、高氏喜ンテ頼朝ノ古ヲ尋ネ祝言ノ事（伝云）一番参リタル恩賞ニ：（42ウ）
- ・ 残り五万余騎ハ河野・陶山ヲ両大将トシテ一万余騎ヘヲ先陣トシ又タ二万余騎ヲ中ノ陣トシ、二万余ヲ後陣トシテ西六波羅一人惣大将トシテ：（49才）

4、同一箇所て秋月本のみ前、天理本は前・後混在の事例

事例①

十八冊本・人々恨ムル意在ルモ多キ故キ本々不レト上ニヤ。然共又タ自余ノ国人ヲモヨホシケレハ自身計モ上リナンヤトテ千騎ニテモ上ント思フ者二十騎ニテ上リシトナリ。評云ク威軽キ故ニ恨マシキヲ恨モ在リナン。（版本2ウ相当箇所。へ内行間書込）  
 秋月本・人々恨ル意在モ多キ故ニ人々不レ上ニヤ。評云、威軽キ故ニ恨マシキ恨モ在リナン。

天理本「人々恨ル意在ルモ多キ故ニ人々不レ上トニヤ。然共亦自余ノ国人ヲ備シケレハ自身計モ上リナンヤトテ千騎ニテモ上ラント思者ハ二十騎ニテモ上シトナリ。評云威軽キ故ニ恨マシキヲ恨モアリナン。」

大雲院藏本「人々恨ムル意在ルモ多クテ不レ上トニヤ。然レ共モ又夕自余ノ国人ヲモヨヲシケレハ自身計モ上リナンヤトテ千騎ニテモ上ラント思フモノ二十騎ニテ上リシトナリ。評云威軽キ故ニ恨マシキヲ恨モ在ナン。」

事例②

十八冊本「父ノ春早世シ給ヒタレハナリ、評云ク…」

※二箇所の文字の中央に墨をいれ、「タレハナリ」の右に「シモ事ヲ左右ニ寄テトナリ、下心アルニヤ」と傍書（版本3ウ相当箇所）。

秋月本「父去春早世シ給ヒタレハ也、評云云…」

天理本「父去春早世シ給シモ事ヲ左右ニヨセテトナリ、下心有ニヤ、評云云…」

大雲院藏本「父ノ早世シ給シモ事ヲ左右ニ寄セテトナリ、下心アルニヤ」  
事例①②とも十八冊本の補訂後の姿は大雲院藏本のようになり、多くの伝本はこの形をとる。ところが秋月本は補訂前の姿を示し、天理本は両者を混在させた形をとる。

三、十八冊本の補訂と他の伝本―巻一の場合―

秋月本が十八冊本の補訂前の詞章を留めている事例は、巻九のみならず巻一にもみられる。以下事例を示す。見出しは十八冊本、へ内は補訂後の詞章で右行間に傍書されている。「へ」内に版本相当箇所の丁表・裏を表示する。

・常休（武州）入道〔5オ〕…秋月本「常久入道」、天理本・中之島本「武州入道」

・北畠顕謙（成）〔5ウ〕…秋月「顕証」、天理・中島「顕成」

・三十〔十〕見せ消ち〔百〕億石〔10オ〕…秋月「三十億石」、天理「三百十億石」・中島「三百\*億石」（\*「十」傍書）

・次ニ時方、次ニ時家（行間補記）、ソノ子時政也〔21ウ〕…秋月「時方ノ其子時政也」

・〇一東風（三文字見せ消ち。この部分は丁の末尾に位置する）ノ〇東風不レ静〔34オ〕…秋月「一東風 東風不レ静ナリ」

最後の事例は、明らかに秋月本が現在の十八冊本から派生したものであることを示すもので注目される。また、巻九のみならず巻一においても比較的大きな誤脱が目立つ（表示の本文は版本による）。秋月本は「へ」内を欠く。

・民ヲイツクシムニナリナン。「民、数百人ノ司ハ、官人ニ同ゼン。民ニ非ズ。三紋ノ四器又折敷ハ、」縦広二尺二寸、…（12オ）

・頼朝ガ行跡「ヲ忠臣ト思テ、其ヲマナブトナリ。此ノ非ヲ去ンガタメニ、大方ニ記スル者也。又」忠臣ニハ非レドモ…（22オ）

・淡路二百人「阿波八百人、讃岐六百人、伊予六百人、土佐五百人、播磨千五百人、備前二百人」美作百人…（30オ）

こうしたずさんさは、先の補訂箇所においても単に見せ消ちを見落としただけではなかつた疑念を抱かせる。しかし、同じずさんな書写者が、墨抹消箇所にあつて、わざわざ元の詞章を掘り起こすことをするであろうか。秋月本はやはり、十八冊本の或る段階の姿を示すものと考えられる。

秋月本巻一は現存十八冊本そのものの影響下であり、その補訂前の詞章の一部を留めている。秋月本の書写は、十八冊本の第一〜四冊が書き改められた後の或る段階ということになる。

このことをふまえ、十八冊本の補訂作業の進行を概念的に示すと次のようになる。

①第一次稿

②全巻に補訂（抹消・行間書込等）

③第一から四冊を中間清書

④中間清書部分の補訂

秋月本は③から④に至る間で書写されたものとまず想定できる。しかし、前述のように秋月本巻九は補訂後の形をとる箇所も多いのであるから、④は次のように表示した方が適切であろう。

④中間清書部分を含む全巻の補訂（第五冊以降の補訂箇所のさらなる補訂を含む）

これに天理本の本文が秋月本よりさらに後の補訂段階を示すものと考えるところとなるか。天理本は、巻九では一部に補訂前の姿を留めていたが、巻一では補訂後の姿のみであり、秋月本の本文は異文として掲出している。したがって

⑤第五冊以降にのみ補訂

という段階を想定し、天理本は④から⑤に至る段階での書写に基づくものとみなすことになるが、はたしてこの想定は妥当であろうか。

天理本の親本が多くの伝本と同様補訂後の形態をとる伝本であっても、長文箇所や数値など一方に決しがたい箇所のみ秋月本の本文を異文表記とし、その他においては両本を適宜取り込むことにより、天理本の現状はできあがる。天理本を、

秋月本と他の伝本との過渡本ではなく混態本であるとみなせば、いささか不自然な⑤の段階を想定する必要はない。

おわりに

1、十八冊本の生成と秋月本・天理本

秋月本・天理本は、十八冊本の生成途上の本文を受け継いでいる、きわめて注目すべき伝本である。ただし、すべての箇所補訂前の姿を留めているのではないから、ごく初期の姿を留めているというわけではない。また、天理本については、秋月本より後の段階の姿を留める伝本ともみなされるが、秋月本と補訂後の形をとる伝本との混態本である可能性が高いとの見通しを述べた。

なお、天理本の異文注記のうち、次の箇所は秋月本に一致しない。天理本が対校した本文が一種類であるとすれば、多くの箇所では秋月本に極めて近く、現存本そのものではない伝本の存在を想定する必要がある。「」内に天理本の異文注記（●印箇所）を表示する。

- ・三陣ノ内、二陣敗ンニ：（版本21ウ）…天理本「懸ンニ」（破イ）。秋月本も「懸ンニ」とあり、「破ンニ」と記す伝本は管見の範囲には無い。
- ・クレニカ、リテ兵ヲ引、峯ヲ越ス事：（74オ）…天理本「山中ヲ」（領イ）。秋月本も多くの伝本と同じく「山中ヲ」とあり、小原本・有沢本が版本と同じく「峯ヲ」とする。

天理本には所々に特異な記号が記されていることも注意される。巻九の場合、次のような事例がある（図は模写による）。天理本の書写底本はこうした一種の秘伝的装いを持った伝本であつたらしい。

【図9】（20オ相当。秋月本は「弱カラン方へ」）



カラン方へ（記号右に「弱イ」と傍書）

2、秋月本・天理本と版本の生成

『理尽鈔』版本が他の伝本に比してどのような特色をもち、いかにしてできあがったのかは別に論じたいが、その論点のひとつに巻十五・十六の区分を挙げることが出来る。十八冊本をはじめ多くの伝本は巻十五を「多々良浜合戦」までとするが、版本は「多々良浜合戦」関連記事を次の巻十六の初めに置き、「賀茂神主改補事」までを巻十五とする。十八冊本等のあり方は『太平記』古態本の巻区分に一致し、版本は『太平記』流布本等の巻区分に等しい。この『理尽鈔』版本と同じ形をとるものに秋月本・天理本・滋賀大本がある。このうち、天理本・滋賀大本は巻頭目録および本文内章段名（本文の内部に『太平記』の章段名を見出しとし

て立てるを有する点で版本と共通し、版本のあり方にはこれらの伝本の影響があるかと目されるが、秋月本も独自の、『太平記』との交渉を示す箇所があり、注意される。秋月本の第十九・二十冊は次のようである。

第十九冊・内題「太平記第廿六卷」（A）。記事内容は他の『理尽鈔』の巻廿六に同じ。

第二十冊・内題「太平記秘伝理尽鈔第廿六」（B）。記事内容は、「師直家作事」から「直冬紀州ノ宮方ヲ誅罰シ給ヒシ事」まで。

内題「太平記理尽鈔廿七」（C）。この範囲の内部はさらに上下に分割されている。BおよびC上が他の『理尽鈔』廿七上に相当し、C下が同じく廿七下に相当する。

Cの内題の前に、秋月本としては例外的に巻頭目録（天下妖怪事付清水寺炎上事）から「上杉島山流罪死刑事」までがあることから、右の改訂の主目的は巻廿七の範囲の変更にあつたと思われる。『太平記』との対応でいえば、『太平記』古態本巻廿七は「賀名生皇居事」から始まるが、『理尽鈔』の多くの伝本はこれを巻廿六巻末に置き、巻廿七はその次の「師直家作事」からとなっている。しかし、こうした『理尽鈔』に一般的な巻区分と一致する『太平記』伝本は、今のところ見あたらない。他方、秋月本の巻廿七は『太平記』梵舜本・流布本の範囲に合致する。右の改訂は「第廿六」が重出して未整理の感が否めず、天理本他の伝本に影響を与えなかったが、意図する点は巻十五・十六の再区分と軌を一にする。

版本の巻頭目次・本文内章段名は『太平記』流布本に近いものであり、巻十五・十六の区分、巻廿七の範囲も流布本系統の本文への接近を意図したものである。これらの動きの出発点を必ずしもひとつに定める必要はないかもしれないが、秋月本にそれらの胎動をみてとることは誤りではないだろう。秋月本はその意味でも注目すべき伝本である。

注

- (1) 小稿で言及する十八冊本・大雲院藏本・大橋本・秋月本・天理本・中之島本・小浜本・滋賀大本・筑波大本等、個々の伝本の概要及び系統分類については、別稿『太平記秘伝理尽鈔』伝本系統論（日本文化論叢9、二〇〇一・三二）を参照願いたい。
- (2) 「加賀藩伝来『理尽鈔』覚書」日本文化論叢4、一九九六・三。
- (3) 『太平記読み』の時代（平凡社選書、一九九六・六）第五章。
- (4) 内閣文庫本には、前者に「口伝安危来由ハ太平記ノ根本也」、後者は「治乱」の語に「指ニ為レ」国為レ天下ノ、「指ニ動乱兵乱」との行間書込がある。
- (5) 高柳光寿『改稿足利尊氏』春秋社、一九六六。

- (6) 『足利氏の歴史』栃木県立博物館 一九八五。
- (7) 秋月本巻九には以下のような誤脱(「」内。単純な目移りによるものが多い)があるが、天理本のみならず他のいずれの伝本にも受け継がれていない。天理本は、親本と秋月本とを見合わすことによって、こうした誤脱の影響を受けなかったと考えられる。
- ・必ス其旗ヲ受用シタレバ天下ヲシツメナント思イ給フ事、大キニ愚也。又、此旗ノ徳ニテ：(版本11ウ相当箇所)
  - ・返礼ヲ「致シテ後、相州ニ此事ヲカタルニ、コレヲ賞シ、欲深クシテウケテ返礼ノナキヲバ私ニ尋テヘンレイヲ」アラレ候へ、(28ウ)
  - ・実ニ以テ「難」謀ト申セシヲ、正成、某ハ左ハ不存候。如レ仰ノ、智謀ハ少シ(37オ)
  - ・野心ヲ「サシハサム者モアリ。此時亡ル物ナリ。又、無レ勇、無レ謀才」共類多シテ家富ミ榮ヘテ人ノ從フ」事侍ル。(45オ)
  - ・亡ブベキ事至ルト「又不<sub>レ</sub>至ラ、明ニ見ユル物ナリ。然ルニ高時ハ先祖仁ヲ專トセリ。高時ガ代ニ至テ、仁政ナシ。祖」能民ノ勞ヲ知レリ。(45ウ)
  - ・島津・「トガシ」・陶田等ナリ(56オ)
  - ・二引両ノ旗ヲ立タル「軍勢、備ヘテ跡ニ付テ進来ル。陶山、長追シテハ悪カリナンゾトテ、シツカニ軍ヲ入ケルトナリ。」時ニ高氏ガ兵、…(57ウ)
  - ・敵味方ヲ見分ケ難キ如ニシテ、「高氏ガ陣近クナラン時、笠符ヲ拳テ」高氏ノ陣ヘ懸ケ入ラバ…(62ウ)
  - ・正成、峠ノ「アナタニ、又クダケタル嶺々ヲ、。峠ヨリ此方ニテ跡ヲ引タルヲバ、峠ハ」備ヘ堅フセサセテ…(75オ)
- (8) 長坂成行『太平記評判秘伝理尽鈔』写本書誌略解題稿(西日本)「文部省科研費報告書『太平記評判秘伝理尽鈔』およびその類書の総合的研究」一九九五・三。
- (9) 今井『「太平記評判秘伝理尽鈔」依拠』国語と教育19 一九九四・二。

付記 図版の掲示をお許し下さった尊経閣文庫、岡山大学附属図書館に御礼申し上げます。

(平成一二年九月一日受理)